

○ 古物営業法事務処理要領の全部改正について（通達）

〔令和3年5月18日生企甲達第68号〕
石川県警察本部長から関係所属長あて

- 対号1 平成27年9月24日付け生企甲達第107号「古物営業法事務処理要領の制定について（通達）」
- 対号2 平成28年3月25日付け生企甲達第38号「古物営業法事務処理要領の一部改正について（通達）」
- 対号3 平成30年11月21日付け生企甲達第100号「古物営業法事務処理要領の一部改正について（通達）」
- 対号4 令和元年12月12日付け生企甲達第154号「古物営業法事務処理要領の一部改正について（通達）」

この度、古物営業法事務の適正な運用を図るため、別添のとおり古物営業法事務処理要領の全部を改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

別添

古物営業法事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）、古物営業法施行令（平成7年政令第326号。以下「政令」という。）、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号。以下「規則」という。）、行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成7年国家公安委員会告示第7号。以下「様式承認規程」という。）、石川県警察関係手数料条例（平成12年石川県条例第27号）、古物営業法に基づく不利益処分等の基準等に関する規程（平成24年石川県公安委員会規程第7号。以下「不利益処分規程」という。）、石川県公安委員会事務専決規程（昭和39年石川県公安委員会規程第1号）、石川県公安委員会公印規程（昭和52年石川県公安委員会規程第2号。以下「公印規程」という。）、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に基づき、古物営業に係る許可、認定、届出その他の事務処理要領について必要な事項を定めるものとする。

第2 用語

この要領において使用する用語は、次のとおりとする。

1 原許可公安委員会

古物商及び古物市場主（以下「古物商等」という。）に許可をした公安委員会をいう。

2 主管課長

警察本部において、古物商等の許可等事務を主管する課（以下「主管課」という。）の長をいう。

3 主たる営業所等

主たる営業所又は古物市場をいう。

4 その他の営業所等

その他の営業所又は古物市場をいう。

5 古物システム

警察庁情報管理システムによる古物営業管理業務をいう。

6 原許可証番号

原許可公安委員会の許可証番号をいう。

7 URL等

法第8条の2第1項各号に規定する氏名又は名称、送信元識別符合（以下「URL」という。）及び原許可証番号をいう。

8 営業者

古物商等及び古物競りあっせん業者をいう。

第3 共通事項

1 申請書等の提出部数等

- (1) 申請書、届出書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出部数は、正本1通とする。
- (2) 添付書類は、過去3か月以内に作成されたものとする。

(3) 手数料は、石川県警察関係手数料条例で定める金額を石川県証紙で納入させるものとする。

2 古物システムによる管理等

古物商等の許可及び行政処分の情報については、古物システムにおいて一元的に管理するものとし、申請又は届出（以下「申請等」という。）があった場合は、受理前に必ず古物システムにより照会を行い、申請等が適切であるか確認するものとする。

3 許可証の作成

古物営業に係る許可証は、書換申請に伴い、警察署長が許可証の「異動事項」欄に異動内容等を記載して交付する場合を除き、全て主管課長が作成して警察署長に送付し、警察署長が申請者に交付するものとする。

4 閲覧等

(1) 主管課長は、ウェブサイトを利用して古物の取引を行う古物商に係るURL等を石川県公安委員会のウェブサイトに掲載し、公衆の閲覧に供するものとする。

なお、閲覧に係る事務は、原許可公安委員会の管理に係る警察本部が行うため、URL等の変更の届出を受理した警察署は、当該届出時において、その古物商の営業所が原許可公安委員会の管轄する都道府県に所在しない場合は、その本部である警視庁若しくは道府県警察本部又は方面本部を経由して、原許可公安委員会の管理に係る警視庁若しくは道府県警察本部に対し、URL等の変更の届出を受理した旨を連絡するものとする。

(2) 主管課長は、第4の2(3)オ(イ)の連絡を受けたときは、遅滞なく、石川県公安委員会のウェブサイトを補正するものとする。

5 古物システムへの登録

(1) 登録

申請等を受理した警察署長は、石川県公安委員会宛て、その他公安委員会宛てに関わらず、受理署において、申請等に付随する事務処理（調査、審査、処分など）を行った上、古物システムに確実に登録するものとする。

(2) 登録を要する申請等

警察署長が古物システムに登録を要する申請等は、次の様式を受理したときとする。

ア 古物商・古物市場主許可申請書（規則別記様式第1号）

イ 再交付申請書（規則別記様式第4号）

ウ 変更届出書（規則別記様式第5号）

エ 変更届出・書換申請書（規則別記様式第6号）

オ 返納理由書（規則別記様式第9号）

カ 競り売り届出書（規則別記様式第10号、規則別記様式第10号の2）

キ 仮設店舗営業届出書（規則別記様式第14号の2）

6 書類の管理等

(1) 主管課

ア 古物競りあっせん業管理ファイル

(ア) 古物競りあっせん業管理ファイル

古物競りあっせん業管理ファイルを備え付け、古物競りあっせん業者、認定古物競りあっせん業者及び認定外国古物競りあっせん業者（以下「古物競りあっせん業者等」という。）が廃止するまでの間、警察署長から送付される申請書等の写し及び古物競りあっせん業者等に係る申請等の記載事項等が登録された古物競りあっせん業者等管理ファイル（別記様式第1号その1からその3）を管理するものとする。

また、警察庁から(ウ)の送信を受けた場合は、古物競りあっせん業者等に係る古物競りあっせん業者等管理ファイル（別記様式第1号その1からその3）を更新の上、管理するものとする。

(イ) 警察庁への送信

主管課長は、警察署長から、古物競りあっせん業者等に係る申請書等の写しを受領し、又は認定古物競りあっせん業者及び認定外国古物競りあっせん業者の認定を取り消した場合は、古物競りあっせん業者等登録用ファイル（別記様式第2号その1からその3）に必要事項を入力し、警察文書伝送システム等により警察庁に送信するものとする。

(ウ) 警察庁からの送信

警察庁は、(イ)により受信した古物競りあっせん業者等登録用ファイル（別記様式第3号その1からその3）に基づき当該古物競りあっせん業者等に係る古物競りあっせん業者等管理ファイルの内容を更新し、これを警察文書伝送システム等により各警察本部及び方面本部に送信するものとする。

イ 各種営業失効書類ファイル

各種営業失効書類ファイルを備え付け、法第8条第1項第1号又は同項第2号に該当し、返納理由書（規則別記様式第9号）を提出した古物商等又は規則に基づき廃止届出書（規則別記様式第11号の3、規則別記様式第16号の6）を提出した古物競りあっせん業者に係る申請書等を編てつし管理するものとする。

ウ 行政処分ファイル

行政処分ファイルを備え付け、古物商等に係る行政処分事由該当事案及び行政処分違反事案通報書（別記様式第3号その1及びその2。以下「通報書」という。）その他の行政処分に係る書類のほか、行政指導に係る書類を許可ごとに編さんの上管理するものとする。

(2) 警察署

ア 主たる営業所等ファイル

主たる営業所等ファイルを備え付け、管内に主たる営業所等を置く古物商等に係る申請書等及び古物システムから出力した当該古物商等に係る全ての情報を、許可ごと、受理順に編さんの上管理するものとする。この場合において、申請書等の初葉の写しに、異動状況表（別記様式第4号）を添付し、申請等の受理又は古物システムから情報等出力の都度、当該内容を異動状況表に記載するものとする。

イ その他の営業所等ファイル

その他の営業所等ファイルを備え付け、管内にその他の営業所等を置く古物商

等に係る申請書等及び古物システムから出力した当該営業所等の情報等を、許可ごと、受理順に編さんの上管理するものとする。この場合において、申請書等の初葉の写しに、異動状況表（別記様式第4号）を添付し、申請等の受理又は古物システムから情報等出力の都度、当該内容を異動状況表に記載するものとする。

警察署の管轄区域内に営業所を有しない古物商から、競り売りの届出及び仮設店舗の営業の届出を受理したときの申請書等についても、同様に措置するものとする。

ウ 令和2年4月失効ファイル

令和2年4月失効ファイルを備え付け、「古物営業法の一部を改正する法律」（平成30年法律第21号）に基づき、令和2年4月1日に許可が失効した営業者の申請書等を編てつし管理するものとする。

エ 削除台帳ファイル

削除台帳ファイルを備え付け、古物商等が古物営業を廃止したとき又は許可が取り消されたときは、返納理由書（規則別記様式第9号）、当該古物商等に係る申請書等の初葉の写し及び異動状況表（別記様式第4号）を編てつし管理するものとする。

オ 各種営業失効書類ファイル

各種営業失効書類ファイルを備え付け、法第8条第1項第1号又は同項第2号に該当し、返納理由書（規則別記様式第9号）を提出した古物商等又は規則に基づき廃止届出書（規則別記様式第11号の3、規則別記様式第16号の6）を提出した古物競りあわせん業者に係る主たる営業所等ファイル又はその他の営業所等ファイル（以下「営業所等ファイル」という。）で管理されている書類を移管し管理するものとする。

カ 行政処分ファイル

行政処分ファイルを備え付け、行政処分に係る書類のほか、行政指導に係る書類を許可ごとに編さんの上管理するものとする。

(3) 書類の厳格な管理

各書類は、許可等事務担当者以外の者が正当な理由なくこれを閲覧することができないよう管理すること。

7 一覧表の作成

(1) 警察署長は、管轄区域内の営業所等について、電磁的方法により一覧表を作成し、管理すること。

(2) 一覧表には、次の項目を設けるものとし、必要に応じてその他の項目を追加するものとする。

ア 許可年月日

イ 原許可証番号

ウ 営業所等の名称及び所在地

エ 営業者の氏名（法人の場合は、法人の名称及び法人代表者の氏名）

オ 管理者の氏名

カ 返納年月日

8 通知一覧の措置

(1) 通知一覧

警察庁情報管理システムの通報のうち、「新規許可証交付通報」、「許可証再交付通報」、「許可証返納通報」、「競り売り情報通報」、「仮設店舗営業情報通報」、「古物営業情報変更通報1」、「古物営業情報変更通報2」、「古物営業情報変更通報3」、「訂正登録1通報」、「訂正登録3通報」、「訂正登録4通報」、「訂正登録5通報」、「訂正登録6通報」、「訂正登録7通報」、「削除登録通報」、「許可取消通報」、「営業停止通報」、「指示処分通報」及び「行政処分対象営業所等通報」について、関係する都道府県警察がこれを速やかに認知し、必要な措置を講ずることができるようにするため、古物システムにおいて都道府県警察単位で表示される通報の一覧をいう。

(2) 主管課の措置

ア 管轄警察署コードが未登録の通知を確認した場合の措置

主管課長は、通知一覧において、通知先警察署欄が「要確認！」と表示されている管轄警察署コードが未登録の通知を確認した場合は、主管課長が、当該通知の許可情報等を基に管轄警察署コードを登録するとともに、当該通知に係る所轄警察署長に対してその旨を連絡の上、当該通知の内容の確認を指示すること。

イ URL等の変更の届出に関する通知を確認した場合の措置

主管課長は、通知一覧において、URL等の変更の届出に係る通知を確認した場合は、石川県公安委員会のウェブサイトを確認する必要があることに留意すること。

(3) 警察署の措置

ア 通知一覧の確認

警察署長は、少なくとも1日に1回、通知一覧を確認し、それぞれ確実に措置するものとする。このとき、期間の異なる届出が混在するほか、あらかじめの届出が遅れてなされる可能性があることに留意し、予断を持たず、全てを確認すること（特に、確認日の翌日から連続して閉庁日が続く場合は、終勤時に当該閉庁日における管轄区域内での競り売りや仮設店舗の開設の有無を確認するなど漏れないようにすること。）。

イ 通知一覧を確認した場合の措置

警察署長は、通知一覧に表示された各通知を確認した場合は、当該通知に係る許可情報について古物システムにおいて印字出力の上、営業所等ファイルに編さんの上管理するものとする。

9 実態把握等

(1) 警察署長は、許可証の交付時に、廃業時の許可証返納義務及び変更事項が生じた場合の変更届出義務を営業者に確実に教示するとともに、営業者について、管内の営業実態の把握に努め、申請書等に記載された事項に変更が認められた場合や営業実態が無いと認められた場合は、営業者に必要な指導をすること。

(2) 主管課長及び警察署長は、古物営業から不適格者を排除するため、欠格疑義通報、休眠通報及び高齢者通報の処理は古物システムで受信した後速やかに行うとともに、あらゆる機会を捉え、必要な調査を実施するよう努めるものとする。

第4 古物商等

1 許可の申請

(1) 使用様式

古物商・古物市場主許可申請書（規則別記様式第1号）

(2) 受理署

主たる営業所等の所在地の所轄警察署が受理する。

(3) 審査

警察署長は、許可等事務担当者その他の職員に次の事項を行わせ、その結果を記載した古物営業許可等伺い（別記様式第5号）により、許可の適否を判断すること。

ア 申請書及び添付書類の確認

申請書の記載状況及び添付書類の有無を確認すること。

なお、石川県公安委員会から許可を受けた質屋営業者が、新たに石川県公安委員会へ古物営業の許可申請をする場合は、添付書類の特例があるのことに留意すること。また、個人である申請者又は法人である申請者の役員が管理者を兼ねる場合は、管理者に係る添付書類のうち、申請者に係る添付書類と重複するものは、提出する必要がないので注意すること。

イ 身上調査

申請者（法人の場合は、当該法人及びその役員全員を含む。）及び管理者に係る司法処分歴及び行政処分歴並びに暴力団関係等の許可基準に抵触していないか関係機関又は関係課へ照会すること。

なお、行政処分歴照会結果については、行政処分歴等照会結果報告書（別記様式第6号）に記録しておくこと。

ウ URLの確認

営業の方法として、インターネット上のウェブサイトを利用して行う取引（以下「ウェブサイト利用取引」という。）を行う者から提出された許可申請書に記載のURLについては、許可申請書の記載要領に従って記載されているか点検するとともに、当該ウェブサイトへの接続試験により誤りのないことを確認すること。

(4) 許可後の措置

ア 許可証の作成依頼

原許可証番号は、石川県の2桁コード番号の次に交付警察署の3桁コード番号を付し、その次に主管課長が、古物営業許可番号台帳（別記様式第7号）により、管理する7桁の番号を付すことにより、合計12桁とする。

なお、欠番が生じても補てんしないものとする。

警察署長は、主管課長に、古物営業許可番号台帳（別記様式第7号）により管理する7桁の番号を照会し、古物営業許可等伺い（別記様式第5号）に原許可証番号を記載の上、許可証の作成を依頼すること。

イ 許可証作成方法

(ア) 許可証を作成する場合は、許可証（表紙内側）の許可証番号欄に原許可証番号を、交付年月日欄に当該許可証の交付年月日を、公安委員会の名称欄に石川

県公安委員会と記載の上、公印規程に定める公印を押印するとともに、許可証（表）の所要の欄に必要事項を記載するものとする。

また、当該許可証（裏）の異動事項欄に「許可（許可年月日、原許可公安委員会の名称）」を記載し、印欄に公印規程に定める公印を押印するものとする。

(イ) 外国人住民又は外国人住民が代表者である法人に係る許可証を新たに作成する場合、許可を受けようとする者が、許可証（表）の氏名又は名称欄又は代表者の氏名欄に、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の15第1号に規定する通称の記載を希望するときは、当該申請の添付書類として提出を受けたその者の住民票の写しにより通称が確認できるときに限り、氏名とともに括弧書きで通称を記載することができるものとする。

(ウ) 許可を受けようとする者が、許可証（表）の氏名又は名称欄又は代表者の氏名欄に、旧氏（旧姓）の記載を希望するときは、当該申請の添付書類として提出を受けたその者の住民票の写しにより旧氏（旧姓）が確認できるときに限り、氏名とともに括弧書きで旧氏（旧姓）・名を記載することができるものとする。

ウ 登録及び書類の管理

警察署長は、第3の5の登録を速やかに行うとともに、主たる営業所等ファイルにより書類を管理するものとする。

(5) 許可基準に抵触する場合の措置

ア 警察署長は、審査において、申請内容が許可基準に抵触することが判明した場合は、主管課長と協議するものとする。

イ 警察署長は、許可をしないこととしたときは、不許可処分上申書（別記様式第8号）に許可基準の抵触に関する資料を添え、警察本部長に上申するものとする（警察本部長に対する上申又は報告は主管課長を経由して行うこと。以下同じ）。

ウ 主管課長は、不許可が決定した場合は、不許可通知書（別記様式第9号）を作成し、警察署長を経由して当該申請者に交付するものとし、警察署長は、受領書（別記様式第10号）を徴収して、主管課長に送付するものとする。

2 変更の届出

(1) 主たる・その他の営業所等の別又は主たる営業所等若しくはその他の営業所等の名称及び所在地の変更

ア 使用様式

変更届出書（規則別記様式第5号）

イ 受理署

いずれか1の営業所等の所在地の所轄警察署が受理する。ただし、いまだ営業所等として届出されていない営業所等の所在地の所轄警察署では、受理できない。

ウ 届出書の確認

警察署長は、当該届出書の記載状況を確認すること。

エ 登録及び書類の管理

警察署長は、当該変更日の前日までに当該変更に係る情報を古物システムに登録するとともに、申請書等は、営業所等ファイルにより管理するものとする。

(2) 古物市場の規約の変更

ア 受理署

当該古物市場の所在地の所轄警察署が受理する。

イ 措置

(ア) 警察署長は、規約の写しを作成し、営業所等ファイルにより管理するとともに、規約の原本を主管課長に送付すること。

(イ) 規約の原本は、主たる古物市場の所在地を管轄する都道府県警察が管理するため、主たる古物市場の所在地が県内でない場合は、主管課長は、主たる古物市場の所在地を管轄する都道府県警察に当該規約の原本を送付すること。

(3) (1)及び(2)を除く変更

ア 使用様式

変更届出・書換申請書（規則別記様式第6号）

イ 受理署

いずれか1の営業所等の所在地の所轄警察署が受理する。

なお、3の書換えを伴う変更の届出を、その他の営業所等の所在地の所轄警察署を経由して行おうとする申請者等に対しては、書換えを伴う変更の届出は、書換えの申請と共に、主たる営業所等の所在地の所轄警察署で同一機会に行うよう申し入れることとし、申請者等がこれを受け入れない場合は、別々に受理すること。

ウ 届出書及び添付書類の確認

警察署長は、当該届出書の記載状況及び添付書類の有無を確認すること。

なお、管理者の変更の場合で、新たに選任された管理者が、当該古物商等の営業所等（県外を含む。）において既に管理者となっているとき、又は当該古物商等の主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会の質屋の営業所において既に管理者となっているときは、添付書類が不要となる場合があるので注意すること。

エ 身上調査

警察署長は、変更内容が、法人役員の追加若しくは交替又は管理者の交替の場合、第4の1(3)イと同様の調査を行うこと。

調査の結果、許可基準に抵触することが判明した場合は、主管課長と協議するものとする。

オ URLの確認等

(ア) 警察署長は、変更内容が、URLの変更又はウェブサイト利用取引を新たに開始した旨の届出の場合は、第4の1(3)ウと同様の確認を行うこと。

(イ) 警察署長は、主管課長へ速やかに、URL等の変更の届出を受理した旨を連絡するものとする。

カ 登録及び書類の管理

警察署長は、第3の5の登録を速やかに行うとともに、申請書等を営業所等ファイルにより管理するものとする。

3 許可証の書換えの申請

(1) 使用様式

変更届出・書換申請書（規則別記様式第6号）

(2) 受理署

主たる営業所等の所在地の所轄警察署が受理する。

(3) 許可証作成方法

ア 許可証の書換えは、許可証（表）等の所要の欄に斜線を引き、公印規程に定める公印を押印して書換え事項を削除するとともに、許可証（裏）の異動事項欄に「書換え削除した事項に代わる新たな事項」を、異動年月日欄に「変更事由が発生した年月日」を記載し、印欄に公印規程に定める公印を押印するものとする。

イ 許可を受けている者が、許可証（表）の氏名又は名称欄又は代表者の氏名欄に、住民基本台帳法施行令第30条の15第1号に規定する通称の記載について希望するときは、第4の1(4)イ(イ)と同様に措置するものとする。

ウ 警察署長は、アにおいて、当該許可証の異動事項欄に空欄がないときは、異動事項欄の写しの上辺を糊付けして貼付し、公印規程に定める公印で上辺に割印すること。

(4) 登録及び書類の管理

警察署長は、第3の5の登録を速やかに行うとともに、申請書等を主たる営業所等ファイルにより管理するものとする。

4 許可証の再交付の申請

(1) 使用様式

再交付申請書（規則別記様式第4号）

(2) 受理署

主たる営業所等の所在地の所轄警察署が受理する。

(3) 措置

ア 警察署長は、遅滞なく、古物システムや主たる営業所等ファイルにより、申請内容を確認すること。

イ 再交付申請と同時に許可証の記載事項に変更があるときは、原則、再交付申請に加え、3の書換申請を受理することとなる。

ウ 警察署長は、再交付申請を受理した場合は、関係書類を主管課長に送付すること。

エ 再交付する許可証を作成する場合は、第4の1(4)イ(ア)前段と同様に措置するとともに、許可証（裏）の異動事項欄に「再交付（許可年月日、原許可公安委員会の名称）」を、異動年月日欄に許可証の再交付年月日を記載し、印欄に公印規程に定める公印を押印するものとする。

オ 登録及び書類の管理

警察署長は、第3の5の登録を速やかに行うとともに、申請書等を主たる営業所等ファイルにより管理するものとする。

5 許可証の返納の届出

(1) 使用様式

返納理由書（規則別記様式第9号）

(2) 受理署

主たる営業所等の所在地の所轄警察署が受理する。

(3) 返納許可証の亡失等

警察署長は、亡失等のため、許可証を提出できない場合は、てん末書を提出させること。

(4) 登録及び書類の管理

警察署長は、第3の5の登録を速やかに行うとともに、法第8条第1項第1号又は第2号による返納の場合は、申請書等を削除台帳ファイル及び各種営業所失効ファイルにより、法第8条第1項第3号による返納の場合は、申請書等を主たる営業所等ファイルにより管理するものとする。

6 競り売りの届出

(1) ウェブサイトを利用しないもの

ア 使用様式

競り売り届出書（規則別記様式第10号）

イ 受理署

競り売りの場所の所轄警察署が受理する。ただし、競り売りをしようとする古物商が、当該競り売りの場所となる都道府県に営業所を有していない場合は、他の都道府県にある営業所の所在地の所轄警察署においても受理することができる。

ウ 措置

(ア) 警察署長は、申請等をした者に対し、当該競り売りの責任者と帳簿の保管先の把握に努めること。

(イ) 警察署長は、当該競り売りの日の前日までに当該競り売りに係る情報を古物システムに登録するものとする。

(ウ) 警察署長は、申請書等を営業所等ファイルより管理するものとする。

(2) ウェブサイトを利用するもの

ア 使用様式

競り売り届出書（規則別記様式第10号の2）

イ 受理署

売却する古物を取り扱う営業所の所在地の所轄警察署が受理する。

ウ 措置

(ア) 警察署長は、期間（6か月を上限として指導すること。）、URL及び古物の買受けの申込みを受ける通信手段の種類について確認するものとする。

なお、インターネットオークションに出品して競り売りを行う場合は、届出義務が生じないので注意すること。

(イ) 警察署長は、当該競り売りの日の前日までに当該競り売りに係る情報を古物システムに登録するものとする。

(ウ) 警察署長は、申請書等を営業所等ファイルより管理するものとする。

7 仮設店舗営業の届出

(1) 使用様式

仮設店舗営業届出書（規則別記様式第14号の2）

(2) 受理署

仮設店舗の場所の所轄警察署が受理する。ただし、仮設店舗において営業をしようとする古物商が、当該仮設店舗の場所となる都道府県に営業所を有していない場合は、他の都道府県にある営業所の所在地の所轄警察署においても受理することができる。

(3) 措置

ア 警察署長は、仮設店舗営業の届出を受理した場合は、申請等をした者に対し、当該仮設店舗営業の責任者と帳簿の保管先の把握に努めること。

イ 警察署長は、当該仮設店舗において古物営業を営む日の前日までに当該仮設店舗営業に係る情報を古物システムに登録するものとする。

ウ 警察署長は、申請書等を営業所等ファイルより管理するものとする。

第5 古物競りあっせん業

1 開始届出

(1) 使用様式

古物競りあっせん業者営業開始届出書（規則別記様式第11号の2）

(2) 受理署

営業の本拠となる事務所の所在地の所轄警察署が受理する。

(3) 措置

ア 警察署長は、当該届出書の記載状況及び添付書類の有無を確認すること。

イ 警察署長は、受理後、申請書等を営業所等ファイルにより管理し、その写しを主管課長に送付するものとする。

2 廃止届出

(1) 使用様式

廃止届出書（規則別記様式第11号の3）

(2) 受理署

営業の本拠となる事務所の所在地の所轄警察署が受理する。

(3) 措置

警察署長は、受理後、申請書等を営業所等ファイルにより管理し、その写しを主管課長に送付するものとする。

3 変更届出

(1) 使用様式

変更届出書（規則別記様式第11号の4）

(2) 受理署

営業の本拠となる事務所の所在地の所轄警察署が受理する。

また、都道府県を異にして古物競りあっせん業者に係る営業の本拠となる事務所の所在地を変更したときは、変更後の営業の本拠となる事務所の所在地の所轄警察署が受理する。

(3) 措置

ア 警察署長は、当該届出書の記載状況及び添付書類の有無を確認すること。

イ 警察署長は、受理後、申請書等を営業所等ファイルにより管理し、その写しを主管課長に送付するものとする。

ウ 都道府県を異にして古物競りあっせん業者に係る営業の本拠となる事務所の所在地等を変更したときの申請書等の措置

(ア) 都道府県を異にして営業の本拠となる事務所を当県へ変更した届出を受理した場合、警察署長は、主管課長へその旨連絡するものとする。

(イ) 主管課長は、変更前の営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する都道府県警察から、当該古物競りあっせん業者に係る申請書等その他の書類の送付を受けた上、変更後の営業の本拠となる事務所の所在地の所轄警察署へ送付するとともに、その移動経緯を明らかにしておくものとする。

(ウ) 警察署長は、(イ)により受理した書類を申請書等とともに、営業所等ファイルにより管理するものとする。

第6 認定古物競りあっせん業

1 認定申請

(1) 使用様式

古物競りあっせん業者認定申請書（規則別記様式第16号の2）

(2) 受理署

営業の本拠となる事務所の所在地の所轄警察署が受理する。

(3) 措置

ア 警察署長は、当該申請書の記載状況及び添付書類の有無を確認すること。

イ 警察署長は、受理後、速やかに、業務を行う役員が規則第19条の5に定める欠格事由に該当していないか、また規則第19条の6に定める業務の実施の方法が盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準に適合しているかを調査すること。

ウ 警察署長は、古物競りあっせん業者認定等上申書（別記様式第11号）に審査結果を記載し、警察本部長に上申すること。

エ 警察署長は、欠格事由に抵触することが判明した場合は、主管課長と協議するものとする。

オ 主管課長は、上申内容等を審査した結果、認定が相当であると認めた場合は、認定通知書（別記様式第12号）を警察署長を経由して当該申請者に交付するとともに官報への公示手続を行うものとし、警察署長は、受領書（別記様式第10号）を徴収して主管課長に送付するものとする。

カ 主管課長は、認定が相当でないと認めた場合は、不認定通知書（別記様式第13号）を警察署長を経由して申請者に交付するものとし、警察署長は、受領書（別記様式第10号）を徴収して主管課長に送付するものとする。

キ 警察署長は、申請書等を営業所等ファイルにより管理すること。

2 変更届出

(1) 業務を行う役員の変更

ア 使用様式

変更届出書（規則別記様式第11号の4）

イ 受理署

営業の本拠となる事務所の所在地の所轄警察署が受理する。

ウ 措置

- (ア) 警察署長は、当該届出書の記載状況及び添付書類の有無を確認すること。
- (イ) 警察署長は、受理後、新たに業務を行う役員が規則第19条の5に定める欠格事由に該当していないか確認すること。
- (ウ) 警察署長は、古物競りあっせん業者認定等上申書（別記様式第11号）に審査結果を記載し、主管課長に送付すること。
- (エ) 警察署長は、申請書等を営業所等ファイルにより管理すること。

(2) 業務実施方法の変更

ア 使用様式

業務実施方法変更届出書（規則別記様式第16号の4）

イ 受理署

営業の本拠となる事務所の所在地の所轄警察署が受理する。

ウ 措置

- (ア) 警察署長は、当該届出書の記載状況及び添付書類の有無を確認すること。
- (イ) 警察署長は、変更後の業務の実施の方法が規則第19条の6に定める盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準に適合しているかを確認して受理すること。
- (ウ) 警察署長は、古物競りあっせん業者認定等上申書（別記様式第11号）に審査結果を記載し、主管課長に送付すること。
- (エ) 警察署長は、申請書等を営業所等ファイルにより管理すること。

第7 認定外国古物競りあっせん業

1 認定申請

(1) 使用様式

外国古物競りあっせん業者認定申請書（規則別記様式第16号の5）

(2) 受理署

連絡担当者の住所又は居所を管轄する警察署が受理する。

(3) 措置

ア 警察署長は、当該申請書の記載状況及び添付書類の有無を確認すること。この場合、日本語で記載させること。ただし、添付書類は申請者の母国語で記載されたものでも認めるものとする。

イ 警察署長は、受理後、速やかに、業務を行う役員が規則第19条の12により準用する規則第19条の5に定める欠格事由に該当していないか、業務の実施の方法が規則第19条の6に定める盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準に適合しているかを調査すること。

ウ 警察署長は、古物競りあっせん業者認定等上申書（別記様式第11号）に審査結果を記載し、警察本部長に上申すること。

エ 警察署長は、欠格事由に抵触することが判明した場合は、主管課長と協議するものとする。

オ 主管課長及び警察署長は、第6の1(3)オ又は第6の1(3)カと同様の措置をとるものとする。

カ 警察署長は、申請書等を営業所等ファイルにより管理すること。

2 廃止届出

(1) 使用様式

廃止届出書（規則別記様式第16号の6）

(2) 受理署

連絡担当者の住所又は居所を管轄する警察署が受理する。

(3) 措置

警察署長は、当該届出書の記載状況を確認して受理するものとし、受理後、申請書等を営業所等ファイルにより管理し、その写しを主管課長に送付するものとする。

3 変更届出

(1) 業務実施方法以外の変更

ア 使用様式

変更届出書（規則別記様式第16号の7）

イ 受理署

連絡担当者の住所又は居所を管轄する警察署が受理する。

また、都道府県を異にして連絡担当者の住所又は居所を変更したときは、変更後の連絡担当者の住所又は居所を管轄する警察署が受理する。

ウ 措置

(ア) 主管課長及び警察署長は、1(3)と同様の措置をとること。

(イ) 警察署長は、都道府県を異にして認定外国古物競りあっせん業者に係る連絡担当者の住所又は居所を変更したときの変更の届出を受理した場合は、主管課長及び警察署長は、第5の3(3)ウと同様に措置するものとする。

(2) 業務実施方法の変更

ア 使用様式

業務実施方法変更届出書（規則別記様式第16号の8）

イ 受理署

連絡担当者の住所又は居所を管轄する警察署が受理する。

ウ 措置

警察署長は、第6の2(2)ウと同様の措置を執ること。

第8 管理者の解任勧告

1 把握時の措置

警察署長は、法第13条第4項の規定により、古物商等の管理者がその職務に関して法令の規定に違反した場合で、その情状により管理者として不相当と認めるときは、解任勧告上申書（別記様式第14号）に資料を添え、警察本部長に上申すること。

2 解任勧告書の交付等

主管部長は、当該上申内容を審査した結果、管理者の解任勧告が相当であると認めた場合は、解任勧告書（別記様式第15号）を警察署長を経由して当該古物商等に交付するものとし、警察署長は受領書（別記様式第10号）を徴収して主管課長に送付するとともに、営業者に対し、新たな管理者の選任について指導するものとする。

第9 帳簿毀損等の届出の受理

警察署長は、法第18条第2項の規定により、帳簿又は電磁的方法による記録を毀損、亡失又は滅失した旨の届出を受けた場合は、当該届出者に帳簿毀損等届出書（別記様式第16号）を提出させるものとする。

第10 品触れ

品触れは、別途定める。

第11 差止め

警察署長は、法第21条の規定により、古物の保管を命令する場合は、古物保管命令書（別記様式第17号）を交付して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で保管を依頼し、後刻、古物保管命令書を交付することができるものとする。

第12 古物競りあっせん業者の申告及び中止命令

1 古物競りあっせん業者からの申告の受理

法第21条の3の規定により、古物競りあっせん業者には盗品等の疑いのある古物を認めた場合における「警察官」への申告が義務づけられているが、その申告先である「警察官」は特に限定されておらず、インターネットの特殊性から警察における申告義務に対応する業務を円滑に遂行する必要があるため、古物競りあっせん業者からの申告の受理は次のとおりとする。

- (1) 申告対象である古物について既に被害届が提出されている場合は、当該被害届を受理した警察署長
- (2) 申告の端緒となった通報を古物競りあっせん業者に行った者が有り、かつ、当該通報を行った者の住所等が判明している場合は、その住所等を管轄する警察本部のサイバー犯罪主管課長
- (3) 前記(1)及び(2)以外の場合は、古物競りあっせん業者の営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する警察本部のサイバー犯罪主管課長

2 競りの中止命令

警察署長又は主管課長が競りの中止命令を行うときは、原則、法第21条の7の規定に基づき、競りの中止命令書（規則別記様式第16号の9）を交付又は送付し、その写しを保管して行うものとする。ただし、当該命令書を交付又は送付しては、当該古物に係る競りが終了してしまうなどの緊急性を要するときは、ファクシミリ等で当該命令書を発出することができるものとし、この場合については、事前又は事後に古物競りあっせん業者と連携を取り、競りの中止に係る業務が円滑に行われるように配慮するとともに、速やかに当該命令書を交付又は送付するものとする。

第13 立入検査等

1 立入検査

(1) 目的

法第22条第1項の規定に基づく立入検査は、古物営業の実態を把握するとともに、その他の法定義務の遵守状況を検査することを目的とする。

(2) 実施上の留意事項

- ア 生活安全部門の警察官及び警察職員又はその指示監督を受けた者が行うこと。
- イ 身分証明書（規則別記様式第16号の10）を携帯し、これを関係者に提示すること。

ウ 営業時間中に行うこと。

エ 犯罪捜査のために認められているものではないことを認識すること。

オ 関係者に対する言動には十分注意すること。

カ 営業所の責任者又はこれに代わるべき者の立会いを得て行うこと。

- (3) 立入検査を実施した場合は、古物商等立入検査票（別記様式第18号）を作成し、警察署長に報告すること。

2 報告の要求

法第22条第3項の規定に基づく報告の要求は、次のとおり行うこと。

- (1) 要求する内容は、法の目的の範囲内であり、かつ、当該営業に関する指導監督に必要な事項に限ること。
- (2) 要求の手続は、古物営業等の業務に関する報告要求書（別記様式第19号）により実施すること。ただし、法第35条第4号の規定に基づく報告義務違反による処罰を予想する必要のないものにあつては、口頭によることができるものとする。
- (3) 要求は、原則、1事案につき1回とすること。ただし、期限内に報告がない場合又は内容が不明確な場合は、再度要求し、指導監督の徹底を図ること。

第14 行政処分

1 行政処分の上申

警察署長は、法に基づく行政処分を行う必要がある法令違反行為を認知した場合は、行政処分上申書（取消し、停止、指示）（別記様式第20号）に資料を添え、警察本部長に上申するものとする。

2 聴聞及び弁明の機会の付与

行政処分を行う場合は、法第25条に規定する聴聞の特例、行政手続法、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則に基づき行うものとし、警察署長は、公安委員会から発せられた聴聞通知書又は弁明通知書を当該古物商等に交付するものとする。

なお、警察署長は、当該営業者から弁明書の提出期限までに応答がなかった場合は、その旨を書面で警察本部長に報告すること。

3 処分の執行

行政処分の執行手続は、不利益処分規程の定めるところによるものとする。

4 処分に対する警察署長の処理

- (1) 処分が古物商等に係る取消処分の場合は、法第8条第1項に基づいて処理し、営業停止処分の場合は、当該停止期間中、許可証を保管すること。
- (2) 異動状況表（別記様式第4号）に処分内容を記載しておくこと。
- (3) 処分の執行結果をおおむね1か月以内に確認し、行政処分結果確認報告書（別記様式第21号）により警察本部長に報告すること。

5 県内の他の警察署管内に主たる営業所等を有する古物商等に係る事案

警察署長は、認知した処分対象事案が県内の他の警察署管内に、主たる営業所等を有する古物商等に係る事案の場合は、法令違反通報書（別記様式第22号）に行政処分上申に準じた資料を添え、当該古物商等の主たる営業所等を管轄する警察署長に送付するものとする。この場合において、送付を受けた警察署長が行政処分を上申するものとする。

6 他の都道府県に主たる営業所等を有する古物商等に係る事案

(1) 警察署長の措置

警察署長は、認知した処分対象事案が他の都道府県に主たる営業所等を有する古物商等に係る事案の場合は、主管課長と協議の上、警察本部長に上申するものとする。

(2) 主管課長の措置

法第27条2項に規定する公安委員会は、主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会へ古物商等に係る通報書その他の必要な書類を送付することとなっており、主管課長がこれを行う。この場合において、法第27条2項に規定する公安委員会による許可の取消しはできない。

7 古物システムへの登録

主管課長は、行政処分を執行した場合、その結果を古物システムに登録するものとする。

第15 盗品売買等防止団体

主管課長は、盗品売買等防止団体の承認の申請等（承認の申請に係る相談を含む。）を受理し、是正若しくは改善の勧告をし、又は承認の取消しをしようとするときは、あらかじめ警察庁に連絡するものとする。

第16 行商従業者証等の様式の承認等

1 使用する様式

承認申請書（様式承認規程別記様式第1号、様式承認規程別記様式第2号）

2 申請等の受理

様式承認規程に基づく次の申請及び届出は、主管課長が受理するものとする。

(1) 様式承認規程第2条に規定する承認申請

(2) 様式承認規程第6条第1項に規定する作成・交付事業の廃止の届出

3 承認等の公示

承認の基準に適合すると認めた場合又は承認を取り消した場合は、規則第12条第2項の規定により、官報により公示される。

4 資料の提出要求

様式承認規程第5条の規定により、承認法人に対して資料提出を要求する場合は、作成・交付事業に関する資料提出要求書（別記様式第23号）により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年5月18日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要領に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

古物競りあっせん業者等管理ファイル

(ふりがな) 営業を示す者として使用する名称		
送信元識別符号		
所轄警察署	所轄警察署名	
	警電番号	
古物競りあっせん業者等	種別 (国内、外国)	
	(ふりがな) 氏名又は名称	
	住所又は居所	
	電話番号	
代表者等	(ふりがな) 氏名	
	住所	
営業の本拠となる事務所	(ふりがな) 名称	
	所在地	
	電話番号	
競りの中止の命令 担当部署の電話番号		
営業開始届出年月日 (外国競りあっせん業者を除く。)		
認定関係	認定申請日	
	認定番号	
連絡担当者	(ふりがな) 氏名	
	住所又は居所	
	電話番号	

注： 代表者等又は事務所を所定の欄に記載し得ない場合は、別記様式第1号その2及びその3に記載すること。

古物競りあっせん業者等登録用ファイル

受理書面等の種別			
新旧の別		新	旧
(ふりがな) 営業を示す者として使用する名称			
送信元識別符号			
所轄警察署	所轄警察署名		
	警電番号		
古物競りあっせん業者等	種別 (国内、外国)		
	(ふりがな) 氏名又は名称		
	住所又は居所		
	電話番号		
代表者等	(ふりがな) 氏名		
	住所		
営業の本拠となる事務所	(ふりがな) 名称		
	所在地		
	電話番号		
競りの中止の命令 担当部署の電話番号			
営業開始届出年月日 (外国競りあっせん業者を除く。)			
認定関係	認定申請日		
	認定番号		
連絡担当者	(ふりがな) 氏名		
	住所又は居所		
	電話番号		

注1： 法第10条の2第1項の規定による古物競りあっせん業者の営業開始届又は法第21条の6の規定による外国古物競りあっせん業者の認定の申請を受理した場合は、「新」欄に記載すること。

注2： 注1の事項以外の申請等を受理した場合は、これまでの管理ファイルの記載内容を「旧」欄に、変更等のあった事項を「新」欄に記載すること。

注3： 代表者等又は事務所を所定の欄に記載し得ない場合は、別記様式第2号その2及びその3に記載すること。

(文書番号)

年 月 日

公安委員会 殿

公安委員会

(公印省略)

行政処分事由該当事案及び行政処分違反事案通報書

古物営業法第27条第2項に規定する 行政処分事由に該当する (行政処分に違反する) 事案について、次のとおり通報する。

1 法第5条第1項各号に掲げる事項

(1) 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 営業所又は古物市場の名称及び所在地

(3) 営業所又は古物市場ごとに取り扱おうとする古物に係る国家公安委員会規則で定める区分

- | | | |
|--------------------------------|---|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 美術品類 | <input type="checkbox"/> 衣類 | <input type="checkbox"/> 時計・宝飾品類 |
| <input type="checkbox"/> 自動車 | <input type="checkbox"/> 自動二輪車及び原動機付自転車 | |
| <input type="checkbox"/> 自転車類 | <input type="checkbox"/> 写真機類 | <input type="checkbox"/> 事務機器類 |
| <input type="checkbox"/> 機械工具類 | <input type="checkbox"/> 道具類 | <input type="checkbox"/> 皮革・ゴム製品類 |
| <input type="checkbox"/> 書籍 | <input type="checkbox"/> 金券類 | |

(4) 管理者の氏名及び住所

(5) 行商をする者であるかどうかの別

- する しない

(6) 電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する方法を用いるかどうかの別 (用いる場合は、送信元識別符号を記載すること。)

- 用いる 用いない

(7) 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

別記様式第3号その2 (第3関係)

2 許可の種類	(1) <input type="checkbox"/> 古物商 <input type="checkbox"/> 古物市場主 (2) <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人
3 許可年月日	年 月 日
4 許可証番号	
5 当該違反行為をし、 又は当該処分に違反 した者に関する事項	
6 当該違反行為をし、 又は当該処分に違反 した年月日	年 月 日
7 当該違反行為又は 当該処分に違反した 行為の内容	
8 添付書類の目録	
9 通報元担当者	警察本部 課 警電 職名 氏名
10 通報を受けた者	上記のとおり通報を受けた。 年 月 日 警察本部 課 階級 氏名

注：記載欄が不足する場合は、行を挿入し、又は別紙を用いること。

別記様式第4号（第3、第14関係）

異 動 状 況 表

年 月 日	変 更 ・ 書 換 事 項
備 考 欄	

別記様式第5号（第4関係）

署長	副署長	刑事官	課長	係長	主任

年 月 日

警察署長 殿

職名
氏名

古物営業許可等伺い

下記の者からの古物営業許可申請については、裏面調査書のとおりであり

- 許可相当
- 疑義あり
- 不許可相当（要取下げ指導）

と認められるので

- 許可証を交付
- 取下げ指導
- 不許可処分上申

としてもよろしいかお伺いします。

申請者	業種	<input type="checkbox"/> 古物商	<input type="checkbox"/> 古物市場主
	氏名又は名称		
許可年月日 (署長決裁日)			
許可証番号			

別記様式第5号（裏面）

添付書類及び審査項目等			資料番号
	許可申請書	適・否	
申請者	定款（法人の場合のみ）	適・否	
	登記事項証明書（法人の場合のみ）	適・否	
	略歴書（法人の場合は役員全員）	適・否	
	住民票の写し（法人の場合は役員全員）	適・否	
	身分証明書（法人の場合は役員全員、外国人は不要）	適・否	
	誓約書【欠格事由不該当の旨】（法人の場合は役員全員）	適・否	
	※ 既に石川県公安委員会から、質屋営業許可を受けている場合は、身分証明書のみで足りる。		
管理者	略歴書	適・否	
	住民票の写し	適・否	
	身分証明書（外国人は不要）	適・否	
	誓約書	適・否	
	※ 申請者又は法人役員が管理者を兼ねる場合は、誓約書のみで足りる。		
その他	ウェブサイト利用取引を行う場合は、追加書類として当該ウェブサイトのURLの使用権限の疎明書類	適・否	
	古物市場主の許可を申請する場合は、追加書類として 市場ごとの規約 市場に参集する古物商の名簿	適・否	
		適・否	
照会	法第4条第2号（司法処分）調査結果	適・否	
	法第4条第3号及び第4号（暴力団関係）調査結果	適・否	
	法第4条第6号及び第7号（行政処分）調査結果	適・否	

（注）「資料番号」欄には、「適・否」を判断する根拠となった資料番号を記入し、当該資料には当該資料番号を付した付箋を貼付する等の方法により、決裁時に幹部が効率的に資料を確認できるようにすること。

行政処分歴等照会結果報告書

年 月 日

警察署長 殿

職名

氏名

下記の者につき、古物営業法第4条に規定する許可基準に抵触する行政処分歴等を石川県警察本部生活安全部生活安全企画課に照会した結果について報告します。

1 調査対象

受付票番号： に係る下欄に記載のもの

	氏名又は名称（個人はカナ必須・漢字等省略可）	生年月日
法人		
個人1		
個人2		
個人3		
個人4		
個人5		
個人6		
個人7		
個人8		
個人9		
個人10		

2 調査結果（生活安全企画課取扱者： ）

許可基準に抵触する行政処分歴	
有の場合、その概要	
その他参考事項	

別記様式第8号（第4関係）

第 年 月 日 号

石川県警察本部長 殿

警察署長

不許可処分上申書

年 月 日付けで申請のあった下記古物営業の許可申請については、次の理由により不許可が相当と認められるので上申します。

申請者	住所又は法人所在地	
	氏名又は名称 (法人代表者の氏名)	
営業所等	業種	<input type="checkbox"/> 古物商 <input type="checkbox"/> 古物市場主
	所在地	
	名称	
不許可が相当と認める事由		
備考		

別記様式第9号（第4関係）

石川県公安委員会指令生企第 号 年 月 日	
殿	
石 川 県 公 安 委 員 会	
不 許 可 通 知 書	
年 月 日付けで申請のあった下記古物営業の許可申請については、 次の理由により不許可とすることに決定したので通知する。	
申請者	住所又は法人所在地
	氏名又は名称 (法人代表者の氏名)
営業所等	業種 <input type="checkbox"/> 古物商 <input type="checkbox"/> 古物市場主
	所在地
	名称
許可をしない理由	

不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、裏面に記載のとおりです。

(裏面)

不服申立て及び取消訴訟に関する教示
<ol style="list-style-type: none"> 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第10号（第4、第6、第8関係）

年 月 日

石川県公安委員会 殿

(住所又は法人所在地)

(氏名又は名称)

受 領 書

- 不許可通知書 (石川県公安委員会指令生企第 号)
- 認定通知書 (石川県公安委員会指令生企第 号)
- 不認定通知書 (石川県公安委員会指令生企第 号)
- 解任勧告書 (石川県公安委員会指令生企第 号)
- その他

上記のとおり受領しました。

別記様式第11号（第6、第7関係）

第 年 月 日
号

石川県警察本部長 殿

警察署長

古物競りあっせん業者認定等上申書

下記の古物競りあっせん業者から、別添のとおり、認定申請（変更届出・業務実施方法変更届出）があったので上申（送付）します。

なお、書類審査の結果は、別記調査書のとおりであり、認定（受理）しても支障ないものと認められる。

記

古物競りあっせん業者氏名又は名称

古物競りあっせん業者住所又は居所

営業の本拠となる事務所の所在地

（警察本部決裁）

別添古物競りあっせん業者認定申請書（変更届出書）を審査したところ

- 基準に適合していると認められるので、認定通知をしてよろしいか。
- 基準に適合しないので、不認定通知をしてよろしいか。
- 変更による欠格事由は認められない。

審 査	年 月 日	担当者	
決 裁（認 定）	年 月 日		

別記様式第11号（裏面）

審 査 項 目 等		資料番号
営業を開始した日から2週間以上経過しているか。		適・否
業務の実施方法は法定基準の全てが説明されているか。		適・否
申請書は、所定の様式を使用し、必要事項を記載してあるか。		適・否
添 付 書 類	業務の実施方法が法定基準に適合することを説明した書類	適・否
	個 人 略歴書	適・否
	誓約書	適・否
	法 人 業務を行う役員の住民票の写し	適・否
	業務を行う役員の略歴書	適・否
	業務を行う役員の誓約書	適・否
照 会	規則第19条の5第2号（司法処分）調査結果	適・否
	規則第19条の5第3号（暴力団関係）調査結果	適・否
	規則第19条の5第4号及び第5号（行政処分）調査結果	適・否

(注) 「資料番号」欄には、「適・否」を判断する根拠となった資料番号を記入し、当該資料には当該資料番号を付した付箋を貼付する等の方法により、決裁時に幹部が効率的に資料を確認できるようにすること。

別記様式第12号（第6関係）

石川県公安委員会指令生企第 号
年 月 日

殿

石 川 県 公 安 委 員 会

認 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった、次の営業に係る業務の実施の方法の

古物営業法第21条の5第1項

認定については、 の規定により認定したので通知する。

古物営業法第21条の6第1項

営業を示すものとして
使用する名称

備 考

別記様式第13号（第6関係）

石川県公安委員会指令生企第 号 年 月 日	
殿	
石 川 県 公 安 委 員 会	
不 認 定 通 知 書	
年 月 日付けで申請のあった、次の営業に係る業務の実施の方法の認定については、次の理由により認定しないので通知する。	
営業を示すものとして使用する名称	
不認定の理由	
備 考	

不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、裏面に記載のとおりです。

(裏面)

不服申立て及び取消訴訟に関する教示
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>

別記様式第14号（第8関係）

第 年 月 日
 号

石川県警察本部長 殿

警察署長

解 任 勸 告 上 申 書

古物営業法第13条第4項の規定により、下記管理者の解任が相当と認められるので上申します。

営業所等	業 種	<input type="checkbox"/> 古物商 <input type="checkbox"/> 古物市場主
	所 在 地	
	名 称	
管理者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
解任が相当と認める理由		
備 考		

別記様式第15号（第8関係）

石川県公安委員会指令生企第 号 年 月 日	
殿	
石 川 県 公 安 委 員 会	
解 任 勸 告 書	
古物営業法第13条第4項の規定により、次のとおり管理者の解任を勧告する。	
営 業 所 等	業 種 <input type="checkbox"/> 古物商 <input type="checkbox"/> 古物市場主
	所 在 地
	名 称
管 理 者	住 所
	氏 名
	生年月日
解任を勧告する 理 由	
備 考	

別記様式第16号（第9関係）

年 月 日		
警察署長 殿		
(住所又は法人所在地)		
(氏名又は名称)		
帳簿毀損等届出書		
古物営業法第18条第2項の規定により届出をします。		
業 種	<input type="checkbox"/> 古物商 <input type="checkbox"/> 古物市場主	
許可年月日		
許可証番号		
氏名又は名称 (法人代表者の氏名)		
毀損等の状況	毀損等の区分 <input type="checkbox"/> 毀損 <input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 滅失	
	毀損等に係る 営業所の名称	
	毀損等の日時	年 月 日 時ころ
	毀損等に係る 帳簿等の範囲	年 月 日から 年 月 日までの分
	毀損等の原因	
備 考		

別記様式第17号（第11関係）

殿	第 年 月 日 号 警察署長
古物保管命令書	
古物営業法第21条の規定により、次の古物の保管を命ずる。	
保管の場所	
保管する物品	
保管する期間	年 月 日から 年 月 日まで
保管を要する理由	
備考	

不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、裏面に記載のとおりです。

(裏面)

不服申立て及び取消訴訟に関する教示
<ol style="list-style-type: none"> 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第18号（第13関係）

古物商等立入検査票

実施者	所属・職名	氏名	
実施年月日時	年 月 日	時 分 ～ 時 分	
許可年月日等	年 月 日 第	号	
許可名義人	<input type="checkbox"/> 古物商 <input type="checkbox"/> 古物市場主		
立入検査場所	<input type="checkbox"/> 営業所 <input type="checkbox"/> 仮設店舗 <input type="checkbox"/> 保管場所 <input type="checkbox"/> 古物市場 <input type="checkbox"/> 競り売りの場所 名称： 所在地：		
検査区分	検査事項	検査結果	
古物商及び古物市場主の共通事項	営業の実態	営業の実態はあるか。(廃業・休業・移転)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	許可証の取扱い	許可証を保管しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	標識の掲示	公衆の見やすい場所に標識を掲示しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	変更の届出	変更の届出をしているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	管理者の選任	管理者を選任しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	帳簿等の備付け	帳簿等を備え付けているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		帳簿等を最終記載日から3年間保存しているか。 電磁的方法による場合、直ちに書面化できるか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	帳簿等の記載等	帳簿等に記載漏れはないか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 取引の年月日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 古物の品目、数量、特徴	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
【古物商のみ】 <input type="checkbox"/> 相手方の住所、氏名、職業及び年齢		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
【古物市場主のみ】 <input type="checkbox"/> 身元確認の方法等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
営業の制限	営業の制限について承知しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	品触れの保存等	到達の日付を記載し、6か月間保存しているか。 届出をせず、品触相当品を保管していないか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
古物商	相手方の確認	買取り等の際の相手方確認方法は適正であるか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		身分証明書の提示	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		相手方以外の者への問い合わせ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		署名文書の受領	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		非対面取引における確認	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
不正品の申告	申告せず、不正品を保管していないか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
許可証等の携帯	許可証等の携帯義務を承知しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

別記様式第18号（裏面）

検査区分		検査事項	検査結果
特定古物商に該当する場合の追加検査事項	本人確認	対面取引の際、運転免許証等の公的証明書により本人特定事項を確認しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		非対面取引の際、本人確認書類記載の住所に取引関係文書を転送不要郵便で送付しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		本人確認記録を作成しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		確認記録に記載漏れはないか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	取引記録	本人確認記録を7年間保存しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		200万円以上の現金取引を記録しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		取引記録を7年間保存しているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	疑わしい取引の届出	記載事項は適正に記載されているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		疑わしい取引が公安委員会に届出されているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		届出書は、顧客ごと、取引名義ごとに作成されているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	貴金属等	同一名義で複数の支店に口座を有する場合、口座ごとに作成されているか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		記録に記載されていない古物の貴金属を保管していないか。 (帳簿等と保管されている貴金属との照合)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		届出せず、不正品を保管していないか。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
特記事項			

第 年 月 号
日

殿

警察署長

古物営業等の業務に関する報告要求書

古物営業法第22条第3項の規定により、報告を求める。

- 1 報告事項
- 2 報告期日
- 3 報告先

不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、裏面に記載のとおりです。

(裏面)

不服申立て及び取消訴訟に関する教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第20号（第14関係）

		第 年 月 日 号
石川県警察本部長 殿		警察署長
行政処分上申書（取消し、停止、指示）		
営業者	住所又は法人所在地	
	氏名又は名称 (法人代表者の氏名)	
許可年月日		
許可証番号		
営業所等	業種	<input type="checkbox"/> 古物商 <input type="checkbox"/> 古物市場
	所在地	
	名称	
適用法条		
違反事実の概要		
処分上の意見		

別記様式第21号（第14関係）

第 年 月 日
号

石川県警察本部長 殿

警察署長

行政処分結果確認報告書

年 月 日付け、石川県公安委員会指令第 号による行政処分の結果を
確認した状況は、次のとおりであるから報告する。

記

被 処 分 者	住 所 又 は 法 人 所 在 地	
	氏名又は名称 (法人代表者の氏名)	
営 業 所 等	所 在 地	
	名 称	
確 認 結 果		
備 考		

別記様式第22号（第14関係）

		第 年 月 日 号
警察署長 殿		警察署長
法 令 違 反 通 報 書		
営業者	住所又は法人所在地	
	氏名又は名称 (法人代表者の氏名)	
許可年月日		
許可証番号		
営業所等	業 種	<input type="checkbox"/> 古物商 <input type="checkbox"/> 古物市場
	所 在 地	
	名 称	
発覚の端緒		
適用法条		
違反事実の概要		
検挙年月日		
送致年月日等		
取扱者官職氏名		(警電)

石川県公安委員会指令生企第 号
年 月 日

殿

石 川 県 公 安 委 員 会

作成・交付事業に関する資料提出要求書

行商従業者証等の様式の承認に関する規程第5条に基づき、資料の提出を求める。

- 1 提出する資料の内容
- 2 提出の期日
- 3 提出先

不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、裏面に記載のとおりです。

(裏面)

不服申立て及び取消訴訟に関する教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。